

千葉県市営住宅使用料等滞納整理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市営住宅の家賃（住宅使用料をいう。以下同じ。）、駐車場使用料及び退去修繕退去者負担金（以下「使用料等」という。）の滞納整理事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第2条 使用料等を納期限までに納付しない者（以下「滞納者」という。）に対しては、納期限後20日以内に、督促状を送付する。

2 督促状による使用料等の納期限は、督促状を発送した日から起算して10日後とする。ただし、その期日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日を納期限とする。

(催告)

第3条 督促状を発送した日から1か月以上経過している滞納者に対しては、毎年、4月、7月、10月及び1月の4回、催告書（様式第1号）を送付する。ただし、滞納者が和解により滞納額を納付している場合その他催告書を送付する必要がないと認められる場合は、この限りでない。

(納付指導)

第4条 滞納者に対する納付指導は、個別の事情に応じ、文書、電話、訪問、呼び出し等の方法により行い、住宅管理システム内の電磁的記録にその指導状況等を記録する。

2 前項の納付指導は、次に掲げる事項に留意して行う。

- (1) 滞納している使用料等の一括納付を請求すること。
- (2) 使用料等は、納期限内に納付するよう指導すること。
- (3) 家賃及び駐車場使用料（以下「使用料」という。）を3か月以上滞納したときは、明渡請求の対象者となることを周知させること。
- (4) 滞納者が千葉県市営住宅条例（昭和36年千葉県条例第5号。以下「条例」という。）等に規定する使用料の減免の基準に該当すると認められるときは、使用料の減免の申請を行わせるよう指導すること。
- (5) 滞納している使用料等の納付の意思が確認できた滞納者で一括して支払うことが困難な者に対しては、市営住宅使用料等納付誓約書（様式第2号）により分割納付を誓約させること。その際には調査同意書（様式第3号）を

併せて提出させること。

- (6) 前号の規定により誓約させることが適当では無い場合は、和解同意書（様式第4号）の提出を求め、訴え提起前の和解（以下「即決和解」という）により分割納付を認めるものとする。
 - (7) 滞納者が収入の申告をしていない場合は、申告を行うよう指導すること。
 - (8) 使用料を口座振替により納付するよう指導すること。
- 3 前項第5号の規定により、滞納者が分割納付の誓約をする場合は、1年以内の期間で完納できる内容とする。ただし、真にやむを得ない理由があると認めるときは、その期間を延長することができるものとし、その期間は前段の期間と合わせて2年以内とする。
 - 4 第2項第6号の規定により即決和解をする場合は、3年以内の期間で完納できる納付計画とする。
 - 5 第1項による納付指導を訪問の方法により行った場合において、滞納者が不在のときは、不在連絡票（様式第5号）を差し置くものとする。

（分納誓約及び和解の不履行者対応）

- 第5条 分納誓約による使用料等の納付を怠り、その回数が3回に達した者に対しては、分納誓約不履行催告書（様式第6号）を送付する。
- 2 裁判上の和解による使用料等の納付を怠り、期限の利益を喪失した者に対しては、次の各号に掲げる対応を行う。
 - (1) 14日程度の期間を設定して和解不履行となっている使用料等（以下、「不履行額」という。）の納付を求め、和解不履行通知書（様式第7号）を送付する。
 - (2) 前号の納付期限までに不履行額の納付が無い者に対し、14日程度の期間を設定した最終通告書（様式第8号）の送付により不履行額の納付を求める。

（保証人又は緊急連絡先への履行協力要請）

- 第6条 第4条の納付指導により、未だに滞納が解消されない者については、その者の保証人又は緊急連絡先に対し、催告依頼書（様式第9号）により滞納家賃の履行協力を要請する。

（明渡請求対象者）

- 第7条 滞納者が次の各号の一に該当する場合は、条例第44条第1項第2号（条例第45条及び第51条において準用する場合を含む。）の規定による市営住宅の明渡請求及び条例第63条第1項第2号の規定による駐車場の明渡請求の対象者とする。ただし、入居者又は同居者が疾病にかかった場合その他

の特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 使用料を納付する意思がないと認められる場合
- (2) 使用料の納付誓約を履行しない場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、法的措置が必要と認められる場合

(明渡請求等)

第8条 前条の明渡請求にあたり、14日程度の期間を設定し、滞納している使用料の全額納付を求め、期限までに完納できない場合には、賃貸借契約の解除及び明渡を求める旨の事前通告をする。

2 前項の事前通告にもかかわらず、期限までに完納しない場合には、賃貸借契約の解除及び14日程度の期間を設定し、明渡しを求める旨を通知する。

3 第1項の通告は、通告状(様式第10号の1)を特定記録郵便に付して送付することにより行う。

4 第2項の通知は、通知書(様式第10号の2)を配達証明付内容証明郵便に付して送付することにより行う。

5 第2項の規定により送付した通知書が返送された場合は、早急に現地調査を行い、居住の有無を確認し、調査の結果に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じる。

(1) 居住有の場合

ア 在宅の場合 通知書を手渡し、送達記録書兼受領書(様式第11号、以下「記録書」という。)に受領者の署名をもらう。

イ 不在の場合 通知書を玄関ポストに投函し、写真で記録を残すとともに、記録書に投函日時を記録する。

(2) 居住無の場合 無断退去処理の手続きに移る。

(訴訟)

第9条 通知書の送達を受けた滞納者が、滞納家賃の支払いをせず、かつ、市営住宅の明渡しをしない場合は、速やかに、これらを請求するため裁判所へ訴え(以下「訴訟」という。)を提起する。

2 前項の規定は、駐車場使用料について準用する。

(訴訟上の和解)

第10条 訴訟提起後に、被告が滞納家賃の全額(市営住宅明渡期限後も家賃が発生したとして家賃及び延滞金を計算したもの)を一括して納付する申出をし、かつ、これを受領したときに限り、訴訟上の和解を行うことができる。

2 訴訟上の和解をした者に対しては、継続して市営住宅の入居を認める。

(調定の停止)

第11条 市営住宅及び駐車場の明渡期限が経過した者に対しては、明渡期限の翌日以後の使用料の調定を停止する。

(強制執行)

第12条 裁判上の和解をした者で和解条項を履行しない者（最終通告書を送付した者に限る。）及び訴訟の判決が確定した者に対しては、速やかに、強制執行の申立てを行う。

2 強制執行は、不動産執行及び動産執行並びに債権執行とする。

(口頭弁論等記録簿の作成)

第13条 訴訟により弁論期日及び和解期日に出頭したときは、口頭弁論記録簿（様式第12号）に、強制執行に立ち会ったときは、強制執行記録簿（様式第13号）に期日経過又は執行経過を記録する。

(退去滞納者への納付請求等)

第14条 退去滞納者に対しては、催告書により使用料等を請求するほか、サービスその他の民間事業者及び市内徴収一元化組織を活用した滞納整理を行う。

2 保証人に対しては、必要に応じて滞納家賃、損害金及び退去修繕退去者負担金の支払請求を行う。

(不納欠損処分)

第15条 条例、千葉市営住宅条例施行規則（昭和37年千葉市規則第14条）及びこの要綱に規定する措置を講じたにもかかわらず、使用料等が納付されない場合は、千葉市債権管理条例（平成24年千葉市条例第7号）による債権放棄後に不納欠損処分を行う。

附 則

この要綱は、平成5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。なお、第15条の千葉市営住宅使用料不納欠損処分基準は、公布の日から廃止とする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

〒

千葉市長 ○○ ○○

市営住宅○○催告書

あなたの ○○ が下記のとおり滞納になっておりますので、本状到着次第ただちに千葉市役所、各区役所、各市民センター又は千葉市指定（指定代理、収納代理）金融機関へ納入してください。

延滞金：納期限の翌日から納入日までの日数に応じて、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年千葉市条例第34号）の規定により延滞金が計算され、徴収されます。

なお、納入通知書がない場合は、千葉市住宅整備課へお申し出下さい。

千葉市都市局建築部住宅整備課

電話 043-245-5847

最終入金確認日	年 月 日 ※確認日以後に納入済みの場合は、行き違いですのでご了承ください。
---------	---

滞納金額合計 円（ か月分）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

連絡事項

市営住宅使用料等納付誓約書

年 月 日

千葉市長 様

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

受任者住所 _____

受任者 _____

滞納事由

私は上記事由により家賃等を滞納し一括納付が困難なので、次の納付計画により必ず完納することを誓約します。万一計画の一部が遅延した場合、住宅等の明渡請求を受けても何等異議は申しません。なお、今後納期の到来する家賃等については必ず納期内に完納いたします。

本書により固く誓約いたします。

記

【納付計画】

滞納使用料		納付誓約事項		摘要
滞納期別	滞納金額	誓約期日	誓約金額	
年 月 から 年 月 まで	別紙明細書 のとおり (家賃・駐車 場)	年 月末日 から 年 月末日まで	毎月 円	回
		平成 年 月末日まで	円	1回
合計	円	合計	円	

様式第3号

調 査 同 意 書

千 葉 市 長 様

私は、千葉市に対して市営住宅使用料等を納付するにあたり、以下のことについて同意いたします。

- 1 千葉市が関係行政機関及び銀行、生命保険会社、損害保険会社その他の金融機関並びに私の雇用主その他関係人（以下「関係金融機関等」という。）に対し、個人情報の調査又は照会をすること、及び調査・照会を受けた関係行政機関、関係金融機関等がこれに回答すること。
- 2 千葉市が私に対し、個人情報の提出を求めた場合には、これに協力すること。
- 3 2の場合において、協力を怠った場合には、千葉市は残債務について一括の支払を求めること。
- 4 千葉市が1、2で収集した私の個人情報を法的措置その他の徴収に関する事務に使用すること。

年 月 日

住 所

氏 名

和解同意書

年 月 日

市営 _____ 団地 _____ 番 _____ 棟 _____ 号

名義人氏名 _____

代理人氏名 _____

自宅電話番号 _____

携帯電話番号 _____

勤務先 _____

所在地 _____

電話番号 _____

私が滞納している使用料等について、下記の支払い条件で千葉市と和解いたします。

- 1 今後、 _____ 年 _____ 月分からは、当月の使用料 _____ 円(使用料が変更された場合は変更後の金額)を、各月末日までに支払う。
- 2 次の滞納使用料等の支払い義務があることを認め、今後、 _____ 年 _____ 月から、毎月 _____ 円 を、各月末日までに支払う。

< 滞納使用料等の内訳 >

	滞納期間		滞納月数	滞納金額
家賃	年 _____ 月分	から _____ 年 _____ 月分	まで _____ か月	_____ 円
駐車場	年 _____ 月分	から _____ 年 _____ 月分	まで _____ か月	_____ 円
合計			_____ か月	_____ 円

上記滞納使用料に係る和解期日までの延滞金及び既に確定している延滞金 _____ か月 _____ 円

- 3 上記の和解内容を履行できなかった場合には、直ちに(市営住宅・駐車場)を明け渡します。

千葉市都市局建築部住宅整備課

担当 :

電話 : 043-245-5847

様式第5号

年 月 日

不在連絡票

_____様

本日、家賃・駐車場使用料を徴収に伺いましたがご不在でした。

お支払いについてお伺いしたいので、下記までご連絡ください。

家賃未納額 _____ 円 (_____ 月分)

駐車場使用料未納額 _____ 円 (_____ 月分)

延滞金未納額 _____ 円 (_____ 月分)

注) 既に納付されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

連絡先：千葉市役所 住宅整備課
電 話：043-245-5847

様式第6号

年 月 日

様

千葉市役所
住宅整備課長

分納誓約不履行催告書

市営住宅●●使用料について、年 月 日、滞納●●
の納付誓約書を提出され、分割納付の誓約をいただきましたが、誓約
期日が経過しても納付がありません。

すでに期日が経過している_____円を至急納付してください。

なお、納付がない場合は、●●の明渡しを請求することもあります。

納付済の場合は、行き違いですのでご了承ください。

連絡先：住宅整備課
電 話：043-245-5847

和解不履行通知書

年 月 日

様

千葉市役所
住宅整備課長

あなたは、現在居住している市営住宅の滞納家賃の解消について
年 月 日に千葉地方裁判所にて本市と和解が成立しました。

しかし、あなたは和解条項に反して支払いを3回以上怠っています。このため、下記の期限までに来庁して滞納家賃の解消について説明するか、または滞納家賃を一括納付してください。

上記のとおり来庁しない場合または滞納家賃が解消されない場合は、千葉地方裁判所に住宅明け渡し等の強制執行を申し立てることを申し添えます。

記

1 期 限 年 月 日 () 午後3時

2 場 所 千葉市 住宅整備課

〔 千葉市中央区千葉港2番1号
千葉中央コミュニティセンター3階 〕

3 来庁する3日前までに住宅整備課に連絡してください。

連絡先：住宅整備課

電 話：043-245-5847

裏面もご覧ください

様式第7号（裏）

もし、この通知の条件（納付）が不可能な場合は、ただちに適切な転居先を探して、自主的に退去する手続きをとることをご検討ください。入居許可が取り消されると、条例に基づいて家賃以上の金額を請求される上、裁判所が決める日程により強制的に明渡しに応じることとなります。

●自主的な退去の届出先

千葉市住宅供給公社

電話043（245）7513

和解不履行通知書

最終

年 月 日

様

千葉市役所
住宅整備課長

あなたは、現在居住している市営住宅の滞納家賃の解消について
年 月 日に千葉地方裁判所にて本市と和解が成立しました。

しかし、あなたは和解条項に反して支払いを3回以上怠っています。このため、下記の期限までに来庁して滞納家賃の解消について説明するか、または滞納家賃を一括納付してください。

上記のとおり来庁しない場合または滞納家賃が解消されない場合は、千葉地方裁判所に住宅明け渡し等の強制執行を申し立てることを申し添えます。

記

1 期 限 年 月 日 () 午後3時

2 場 所 千葉市 住宅整備課

〔 千葉市中央区千葉港2番1号
千葉中央コミュニティセンター3階 〕

3 来庁する3日前までに住宅整備課に連絡してください。

連絡先：住宅整備課

電 話：043-245-5847

裏面もご覧ください

様式第8号（裏）

もし、この通知の条件（納付）が不可能な場合は、ただちに適切な転居先を探して、自主的に退去する手続きをとることをご検討ください。入居許可が取り消されると、条例に基づいて家賃以上の金額を請求される上、裁判所が決める日程により強制的に明渡しに応じることとなります。

●自主的な退去の届出先

千葉市住宅供給公社

電話043（245）7513

年 月 日

千葉市都市局建築部
住宅整備課

市営住宅使用料の催告依頼について

_____様につきましては、市営住宅入居者である_____
(保証人・緊急連絡先) になられており、この度、住宅使用料の納付について
依頼書を送付させていただきました。

入居者、_____様の市営住宅使用料が、_____カ月分
_____円が未納となっており、これまでも千葉市として督促状
状等を送付し未納の解消に努めてまいりました。

しかしながら、未だに解消には至らないため、納付のご協力を
をお願いしたくご連絡いたしました。

よろしくお願ひ申し上げます。

連絡先
住宅整備課
電話:043-245-5847

●千都住整第●●●●号

●年●月●日

●●●●-●●●●

千葉市●●

市営●●団地●棟●●●●号

●● ●● 様

千葉市住宅整備課長

通 告 状

あなたが現在居住している市営住宅の家賃について、再三にわたりお支払いを求めてきましたが、未だお支払いがなされておられません。

千葉市営住宅条例第44条第1項第2号の規定により、3か月の滞納で明渡請求の対象となります。下記支払期限までに滞納となっている家賃の全額をお支払いください。

支払期限までに滞納となっている家賃の全額のお支払いがない場合は、大変不本意ながら市営住宅の賃貸借契約を解除し、明渡請求をさせていただくことになります。

支払期限 : ●年●月●日

※すでにお支払いされている場合は行き違いですので、ご了承ください。

「退去届の提出」及び「鍵の返還」等の退去に係る受付窓口は、
千葉市住宅供給公社（電話043-●●●●-●●●●）です。

(担当)

●●●●-●●●●

千葉市中央区千葉港●●

千葉市都市局建築部住宅整備課

担当 : ●●

連絡先 043-●●●●-●●●●

●千都住整第●●●号

●年●月●日

●●●-●●●●

千葉市●●

市営●●団地●棟●●●号

●● ●● 様

千葉市住宅整備課長

通 告 状

あなたが現在使用している市営住宅の駐車場使用料（●●区画）について、再三にわたりお支払いを求めてきましたが、未だお支払いがなされておられません。

千葉市営住宅条例第63条第1項第2号の規定により、3か月の滞納で明渡請求の対象となります。下記支払期限までに滞納となっている駐車場使用料の全額をお支払いください。

支払期限までに滞納となっている駐車場使用料の全額のお支払いがない場合は、大変不本意ながら駐車場の賃貸借契約を解除し、明渡請求をさせていただきますこととなります。

支払期限 : ●年●月●日

※すでにお支払いされている場合は行き違いですので、ご了承ください。

駐車場の返還手続きに係る受付窓口は、
千葉市住宅供給公社（電話043-●●●-●●●●）です。

(担当)

●●●-●●●●

千葉市中央区千葉港●●

千葉市都市局建築部住宅整備課

担当 : ●●

連絡先 043-●●●-●●●●

●千都住整第●●●●号
●年●月●日

●●●●-●●●●●
千葉市●●●
市営●●●●●●●●●●●●●●号
●● ●● ●● 様

千葉市住宅整備課長

通 告 状

あなたが現在入居している市営住宅の家賃ならびに使用している市営住宅の駐車場使用料（●●区画）について、再三にわたりお支払いを求めてきましたが、未だお支払いがなされておりません。

市営住宅は千葉市営住宅条例第44条第1項第2号の規定により3か月の滞納で明渡請求の対象となります。駐車場は千葉市営住宅条例第63条第1項第2号の規定により3か月の滞納で明渡請求の対象となります。下記支払期限までに滞納となっている家賃ならびに駐車場使用料の全額をお支払いください。

支払期限までに滞納となっている家賃の全額のお支払いがない場合は市営住宅について、滞納となっている駐車場の使用料の全額のお支払いがない場合は駐車場について、大変不本意ながら賃貸借契約を解除し、明渡請求をさせていただきますこととなります。

支払期限 : ●年●月●日

※すでにお支払いされている場合は行き違いですので、ご了承ください。

「退去届の提出」及び「鍵の返還」等の退去手続き、
駐車場の返還手続きに係る受付窓口は、
千葉市住宅供給公社（電話043-●●●●-●●●●●）です。

(担当)

●●●●-●●●●●
千葉市中央区千葉港●●●
千葉市都市局建築部住宅整備課
担当: ●●
連絡先 043-●●●●-●●●●●

が	る	ま		。後	当	条	除	業	っ	い	た		●										●	●	
月	額	で	な	記	該	第	し	市	て	ま	支		●	あ			千					市	千	●	千
途	、	、	お	一	市	一	ま	と	、	せ	払		●	な		千	葉					営	葉	●	都
中	金	毎	、	の	営	項	す	の	同	ん	期		年	た		葉	市					●	市	年	住
の	●	月	本	明	住	第	。よ	間	通	。限		●	は	通		市	中					●	●	●	整
場	●	、	通	渡	宅	二	つ	の	告	し	ま		●	、			央					団	区	●	第
合	●	近	知	期	の	号	及	て	該	に	が		月	後	知	代	区					地	●	月	●
は	●	傍	到	限	明	び	、	、	該	に	が		●	記		表	千					●	●	●	●
日	、	同	達	ま	渡	第	四	千	營	載	つ		●	二	書	者	葉					棟		●	号
割	●	種	日	で	し	第	五	葉	住	の	、		日	の			港					●		日	
り	●	の	の	に	を	請	五	市	宅	と	本		付	市		市	一					●			
に	●	住	翌	明	求	条	の	營	の	お	通		け	営		長	番					●	●		
よ	円	宅	日	け	求	の	住	賃	り	知	の		の	住		●	号					●	号		
つ	、	本	家	ら	し	ま	規	宅	貸	、	の		通	宅		●						●			
て	本	通	賃	明	て	す	定	条	借	あ	到		告	に								●			
計	算	知	の	渡	く	の	に	例	契	な	達		状	っ								●			
算	し	到	相	し	だ	で	よ	第	約	た	日		に	い		●									
した	金	日	す	日	い	後	、	四	解	と	も		記	て		●						様			
金													載	、											
													し	●											

内容証明書用紙

が	る	ま	て	ま	規	条	除	葉	っ	い	た	●								●	●		
月	額	で	な	く	す	第	し	市	て	ま	支	●	あ							市	千	●	千
途	、	、	お	だ	の	一	ま	と	、	せ	払	●	な			千	葉			市	千	●	都
中	金	毎	、	さ	で	項	す	の	同	ん	期	年	た			葉	市			●	市	年	住
の	●	月	本	い	、	第	。	間	通	。	限	●	は	通		市	中			●	●	●	整
場	●	、	通	。	後	二	よ	の	告	し	ま	●	、			央				団	区	●	第
合	●	近	知		記	当	、	該	に	が	に	●	月	後	知	代	区			地	●	月	●
は	●	傍	到		一	該	、	該	に	記	滞	●	記			表	千			●	●	●	●
日	、	同	達		の	市	第	千	載	つ	納	●	二	書	者	葉			棟			●	号
割	●	の	の		明	住	五	葉	の	、	家	日	の			港				●			日
り	●	の	翌		期	宅	条	市	住	と	賃	付	市			市	一			●	●		
に	●	住	日		限	の	及	營	の	お	通	の	営			長	番			●	●		
よ	円	宅	か		ま	明	び	住	賃	り	全	の	住			一	号			●	号		
つ	、	本	家		で	に	第	宅	貸	、	額	告	に			●				●			
て	本	通	賃		に	明	五	条	借	あ	の	状	っ							●			
計	算	知	の		明	を	一	条	契	な	達	に	い			●							
算	し	到	相		け	請	条	第	約	た	日	記	て			●							
した	金	日	の		渡	し	の	規	第	四	も	載	、										
金	日	す	日		し	し	規	四	解	千	て	し	●										

内容証明書用紙

	一			期	該	条	借	な	達	支	た		●							●	●		
●				一	市	例	契	た	日	払	支		●	あ						市	千	●	千
●	明			の	営	第	約	と	を	つ	払		●	な						営	葉	●	都
●	渡			明	駐	六	を	千	も	て	期		●	た						●	市	年	住
年	期			渡	車	三	解	葉	っ	い	限		●	は	通					●	●	●	整
●	限			期	場	条	除	市	て	ま	ま		●	、						団	区	●	第
●				限	の	第	し	と	、	せ	で		●	月	後	知				代	区	●	●
●				ま	明	一	ま	の	同	ん	に		●	記					表	千	●	●	●
●				で	渡	項	す	間	通	。〃	滞		●	二	書				者	葉	棟		●
●				に	し	第	。〃	の	告	し	納		●	日	の					港			日
日			記	明	を	二	よ	当	状	た	駐		●	付	市				市	一	●		
				け	請	号	つ	該	に	が	車		●	け	営				長	番	●	●	
午				渡	求	の	て	市	記	っ	場		●	の	駐				●	号	●	号	
後				し	し	規	、	営	載	て	使		●	通	車				●				
五				て	ま	定	千	駐	の	、	用		●	告	場				●				
時				く	す	に	葉	車	と	本	料		●	状	に					●			
三				だ	の	よ	市	場	お	通	の		●	に	っ				●				
〇				さ	で	り	営	の	り	知	全		●	記	い				●	様			
分				い	、	、	住	賃	、	の	額		●	載	て								
				。〃	後	当	宅	貸	あ	到	を		●	し	、								

内容証明書用紙

強制執行()記録簿

日時	平成 年 月 日 時 分
事件番号	動産執行申立 平成 年(執イ)第 号 建物明渡執行申立 平成 年(執ロ)第 号
対象住宅	
債務者	
債権者	千葉市代表者 市長 ○○○○
市立会者	指定代理人：
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行官 ・ 立会人氏名 様 ・ 呼びかけ ・ 公社管理鍵 適 ・ 否 ・ 解錠 ・ 室内立入り ・ 催告書 貼付 (場所) ・ 退出 ~ 施錠 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 執行官指示事項 【 断行 月 日 時 分 】 </div> <p>状況</p> <p> 放置 散乱 堆積 汚損 悪臭 断水 曆 下駄箱 風呂釜 バスタブ 洗濯機 乾燥機 洗浄便座 冷蔵庫 換気扇 コンロ 食卓/イス 電子レンジ 食器棚 テレビ ビデオ 座卓 ソファ エアコン タンス 衣類 寝具 ベッド 学習机 カーテンレール プランター 自転車 仏壇位牌 遺骨 </p>

強 制 執 行 記 録 簿

--	--